

所管事務調査報告書（地域における動物に関する諸課題）（案）について 委員会としての所見

1 ペットの適正飼養・終生飼養について

飼い主には、ペットがその命を終えるまで適切に飼養する「終生飼養」の責任があるが、不適正な飼養により飼い主の生活や周辺的生活環境等へ様々な影響を及ぼす多頭飼育問題や、飼い主の高齢化等によりペットの飼養が困難になる事例も起きている。

多頭飼育問題の背景には、飼い主が経済面や健康面に課題を抱えていたり、地域から孤立していること等の社会福祉的な問題が潜んでいる場合があると言われており、また、今後も高齢化が進んでいく中、高齢者とペットの課題についても市として考えていくことが必要である。

こうした課題は、「動物の問題」としてだけではなく、「人の問題」としても捉えられることから、環境部、福祉健康部、県保健福祉事務所等の関係者が、情報共有を適切に行い、連携して対応することが重要である。

現在も「多頭飼育問題に係る見守りチーム」をはじめ、関係者間で連携を行っているところではあるが、今後は飼育継続困難への対応もさらに重要となってくると考えられる。特に、早期発見・早期対応が重要であることから、適切なタイミングで、スピーディーに密な情報共有ができる関係づくりを、より一層進めていただきたい。

また、市や県保健福祉事務所ができる限り早く情報を得るためには、近隣住民や福祉関係者等からの情報提供も重要となってくる。そのため、多頭飼育問題の兆候をつかむポイント、早期発見・早期対応の重要性や相談窓口等を、広報紙やホームページ、福祉関係者等に対する研修等を活用して周知啓発を広く推進すること、そして、些細なことでも気づいたことがあれば気軽に相談できる環境を整備することが必要であると考えられる。

ペットの適正飼養・終生飼養のために、動物の飼養に必要な知識や終生飼養の重要性等を、飼い主やこれから動物を飼おうとしている人をはじめ、市民等に十分に理解してもらえるよう、これまで以上に周知啓発を図りたい。

2 野生動物への無責任な給餌について

ルールやマナーに配慮しない無責任な給餌は、糞尿や悪臭、鳴き声の被害等、周辺的生活環境に影響を及ぼすことがある。

動物の愛護及び管理に関する法律では、給餌により周辺的生活環境が損なわれている場合の措置について定められており、その指導権限等は県にあるとされているが、より地域と密接に関わっている市として未然防止策や事案発生後の対応等においてできること・やるべきことことを改めて考える必要がある。

市が事案を把握した場合は、県保健福祉事務所へ適切につなぎ、情報共有しながら、

市民に寄り添った対応していただきたい。

そして、野生動物への給餌に関するルールやマナー、無責任な給餌を行うことによる周辺の生活環境や生態系への影響等を、チラシの配布や看板の設置等も含めて、市民等に十分に周知啓発していくことが必要である。

3 野良猫に関する問題について

野良猫対策として、市としては、野良猫を自らの飼い猫として飼養することを前提とする「去勢・不妊手術費補助金の交付」、飼い主がいない猫に対し、TNR（Trap 捕獲・Neuter 不妊去勢手術・Return 元の場所に戻す）を行い、不妊去勢手術費用の全額を公益財団法人どうぶつ基金が負担する「さくら猫無料不妊手術事業」を行っている。

動物行政においては、ボランティア活動者と連携して進めているものがあるが、特に、「さくら猫無料不妊手術事業」については、TNRのうち「Trap 捕獲」と「Return 元の場所に戻す」の部分をボランティア活動者が担っており、負担がかかっている状況である。

他自治体では、地域猫の取組（※住民主導により、地域住民の合意と協力の下で野良猫を適正に飼養・管理し、野良猫による問題の解決を目指す活動のこと）を支援しているところもあることから、そうした事例等も研究しながら、市としても TNR 活動をはじめ野良猫問題に関する取組を、より積極的に進めていただきたい。

また、TNR 活動等に関して市民の理解が深まるよう、動物愛護週間等も活用しつつ、広く周知を図っていくことが必要であると考えます。

4 人と動物との共生のために

本委員会で調査をした課題も含め、地域には動物に関する様々な課題がある。

人と動物とが共生していくためには、動物愛護について関心・理解を深めることや、それぞれがルールやマナーを適切に守ること等が必要であると考えます。

動物行政については、動物の愛護及び管理に関する法律をはじめとする法令で県の役割や市の役割が定められているところであるが、県と協力しながら、市としてやるべきことを着実に進めていただきたい。

※参考文献

神奈川県：神奈川県猫の適正飼養ガイドライン（人と猫のよりよい共生を目指して）平成 23 年 3 月作成